



指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業所等の 資金使途制限通知が改正、施行

▼平成24年8月20日、「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」（障発0820第8号、障害保健福祉部長通知）及び「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」の通知の施行について」（障発0820第2号、障害保健福祉部障害福祉課長通知）が発出されました。前者部長通知につきましては、平成18年10月1日の障害者自立支援法の実施に伴う児童福祉法の改正により、契約制度と措置制度の二制度が併存している障害児施設の資金使途制限について述べられたもので、内容は「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号）や「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日障発第1018003号）とほぼ同様の内容となっています。具体的には、指定障害者入所施設・指定障害児通所支援事業所に対して支給される障害児入所給付費及び障害児通所給付費については、直接契約であるために資金使途制限はかからないものとされていますが、収益事業への充当や高額な役員報酬などは他制度と同様の規制が行われているほか、繰替使用に関する規制も残されています。また、使途範囲制限解除の範囲として「やむを得ない事由による措置」の費用も含まれること、などについても記載されています。後者の課長通知はQ&A形式での通知とされており、具体的な会計処理時における留意点等が記載されています。

【課長通知から抜粋】

▼問3 平成24年度以降、障害児入所措置費と障害児入所給付費により、障害児入所施設は運営されることになるが、各年度末時点において発生した当期末支払資金残高の取扱いについてはどのようなになるのか。

（回答）平成24年度以降の当期末支払資金残高の分配については、前年度支払資金残高のうち、障害児入所措置費相当分と当該年度障害児入所措置費支給額の合計額と、前年度当期末支払資金残高のうち、障害児入所給付費等相当分と当該年度障害児入所給付費等支給額の合計額の比率により分配すること。

▼問4 障害児入所措置費と障害児入所給付費が併存することから、収入別に会計処理をしなければならないか。

（回答）必ずしも収入毎に別会計とする必要はない。なお、措置費から同一法人が運営する社会福祉施設等の整備に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金等に於ける際の限度額以内となっているかを判断する等、必要に応じ支出の内訳を設けられたい。この場合の支出費目の内訳については、各月初日の措置児童と契約児童の人数比により按分されたい。また、減価償却費については、「社会福祉法人会計基準の制定について」に定める減価償却の整理に基づき取り扱われたい。

介護保険サービスに係る消費税問題 給付分科会事業経営調査委で議論スタート

▼去る9月7日、第2回介護給付費分科会介護事業経営調査委員会が開催され、2014年4月の消費税増税による介護事業者への影響・対応に関する議論が始まりました。

2014年の消費税引き上げは、介護保険がスタートしてから初めてのものとなりますが、介護保険サービスは現在、福祉用具の貸与、購入や住宅改修を除いて非課税とされています。しかし介護保険事業者は購入した物品の消費税分を控除できない一方、介護報酬の増加分が増税によるコストアップを吸収することができるか否かが不透明な状況です。また委員からは、①人件費率が高く、物件費は医療より低い、②社会福祉法人やNPOなど、多種の事業主体があり関連税制が異なる、などの意見が出されました。同委では今後、関係団体へのヒアリングや事業所の実態調査を実施し消費税の取り扱いをまとめる方針です。

（参考：厚労省HP／CBニュースほか）

<検討スケジュール>

平成24年度後半	関係団体ヒアリング 消費税課税の実態調査
平成25年度前半	議論の中間整理 介護事業経営概況調査
平成25年度後半	8%引上げ時の対応とりまとめ
平成26年4月	消費税率引上げ（5%→8%）

平成24年度人事院勧告

～月例給・ボーナスともに改訂なし～

▼去る8月8日、平成24年度人事院勧告が実施されました。今般の勧告では、平成20年度以来4年ぶりに月例給・ボーナス(3.95ヶ月)とも改定はありませんでしたので、これに伴う保育所運営費等の遡及改定への影響はないものと予想されます。また今年度の勧告では、50代後半層の給与水準の上昇をより抑制するため、

①55歳を超える国家公務員について、勤務評価が標準以下の場合には昇給を停止すること

②高位の号俸からの昇格は、昇格昇給に当たる俸給の増加額を抑制する

などの改正が盛り込まれ、2013年1月から実施される予定です。（参考：人事院HPほか）